

令和 7 年 9 月 11 日
こども家庭部在宅育児支援担当課

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の充実について

区では、令和 6 年 7 月から、未就学児の保護者が自宅等で子どもを預かるベビーシッターを利用した場合、利用料の一部を補助するベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を実施している。

このたび、障害児やひとり親家庭の負担を軽減し、安心して子育てをする環境を整備するため、以下のとおり事業を充実する。

なお、実施にあたっては、東京都の補助事業を活用する。

1 充実内容

- (1) 障害児およびひとり親家庭の児童 1 人あたりの補助上限時間を年 144 時間から 288 時間へ拡充する。
- (2) 障害児の対象年齢を未就学児までから小学 6 年生までに拡大する。

参考：児童 1 人あたりの補助上限時間（年度）

対象	変更前	変更後
障害児	<u>144 時間</u>	<u>288 時間</u>
ひとり親家庭	<u>144 時間</u>	<u>288 時間</u>
多胎児	288 時間	288 時間
一般	144 時間	144 時間

2 開始時期

令和 7 年 10 月 1 日（令和 7 年 4 月利用分から適用）

3 周知

区報（10 月 1 日号）、区ホームページ、ねりま子育て応援アプリ、SNS、チラシ等